

指宿市屋外広告物条例について

はじめに

広告板、広告塔、ネオンサインなどの屋外広告物は、私たちに必要な情報を伝えたり、街を活気づける役割を果たすとともに、街の景観を構成する重要な要素の一つとなっています。

一方、これらの広告物が、無秩序に表示されると街の景観を損ね、その街が持っている魅力を削いでしまいます。また、表示や管理が適正に行われないと、強風や地震などによって落下し、倒壊し、人や車輛等に危害を及ぼすおそれがあります。

このようなことを防ぐため、指宿市では屋外広告物条例等を定め、屋外広告物を表示する場合の必要な規制を行っております。

街の美観を守り、広告物による危害を防止するのは、行政をはじめ、広告物を表示し、又は管理することを業とする方々の取り組みとともに地域に住む方々の御協力も必要です。

屋外広告物の適正な表示がなされるよう、皆様の御協力をお願いいたします。

屋外広告物とは

屋外で、常時又は一定の期間継続して公衆に対して表示されるもので、看板・立看板・はり紙・はり札・広告塔・広告板などをいい、表示内容や表示目的を問いません。

禁止広告物

- (1)著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2)著しく破損し、又は老朽したもの
- (3)倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4)信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの利用を妨げるもの
- (5)道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

禁止物件

1. 次の物件には原則としてすべての広告物を表示・設置することができません。

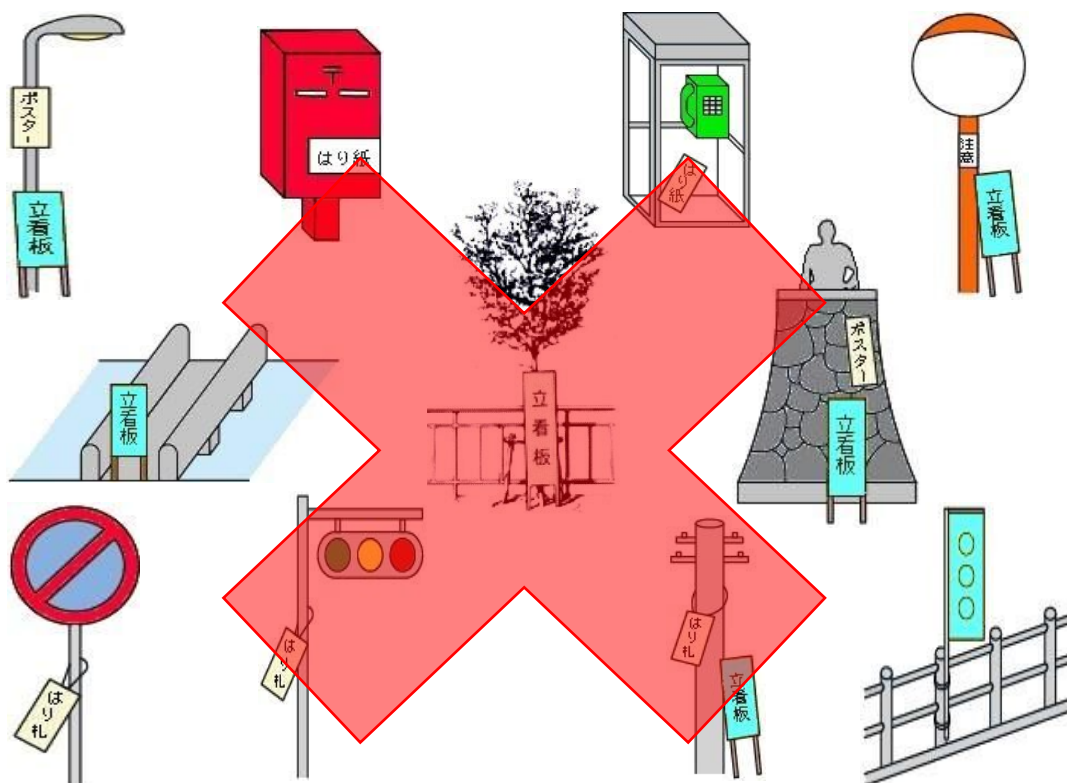
(一部適用が除外されるものがあります。)

- (1)橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2)石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (3)街路樹、路傍樹及びこれらの支柱
- (4)信号機、道路標識、道路上のさく、こま止め、里程標、カーブミラー、パーキングメーターその他これらに類するもの
- (5)電柱、街灯柱その他電柱に類するもので市長が指定するもの
- (6)消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- (7)郵便ポスト、電話ボックス、路上変電等及び電線共同溝地上機器
- (8)送電塔、送受信塔及び照明塔
- (9)煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (10)銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの

2. 電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの、アーケードの支柱、バス停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札、立看板を掲出することはできません。

3. 道路の路面及び屋根には、広告物を表示等することはできません。

(禁止物件の規定に違反している例)



禁止地域(平成19年10月1日現在の名称等による)

原則として広告物を表示することのできない地域です。

なお、禁止地域は、第1種禁止地域、及び第2種禁止地域に区分されており、指宿市においては次のようになっています。

区 分	指 宿 市 で 該 当 す る 地 域 又 は 場 所
第1種	霧島屋久国立公園の区域内の特別地域(次のとおり) 東方の魚見岳周辺、十二町の大山崎周辺、池田の池田湖周辺から山川成川の鰻池周辺、池田の鬼門平から開聞十町の入野周辺及び開聞仙田の鏡池周辺、開聞十町の開聞岳周辺、山川岡児ヶ水の長崎鼻周辺、山川福元の竹山周辺
第2種	1. 都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域(各地域のうち国道及び県道の路端から20m以内の区域を除く) 2. 文化財保護法により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定又は仮指定された地域(次のとおり) 史跡：指宿橋牟礼川遺跡(十二町下里) 天然記念物：鹿児島県ソテツ自生地(山川福元) 3. 県文化財保護条例により指定された建造物及びその敷地、史跡名勝並びにこれらの周囲5m以内の範囲(次のとおり) 建造物：枚聞神社本殿(開聞十町1366) 史跡：山川薬園跡及びりゅうガン(山川新生町35) 4. 指宿市文化財保護条例により指定された建造物及びその敷地、史跡及び名勝並びにこれらの周囲5m以内の範囲 5. 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の区域 6. 道路及び鉄道等に接続する地域で、市長が指定する区域(両側100m以内の区域) ・ 指宿枕崎線 ・ 国道226号の一部：岩本字旧城山2697番17地先から鹿児島市との境界まで ：開聞十町字筒ノ尻4840番3地先から県道川尻浦山川線との交点まで ：十二町字尻垂3516番地4地先から県道川尻浦山川線との交点まで ・ 県道：岩本開聞線(池田字古川迫4985番2地先から市道入野仙田線との交点まで)、東方池田線(池田字荷床2324番4地先から終点まで)の一部区間と、指宿鹿児島インター線、川尻浦山川線、長崎鼻公園開聞線の全区間 7. 港湾、漁港、駅前広場及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域(次のとおり) 指宿港、宮ヶ浜港、今和泉港、指宿駅前広場、二月田駅前広場、山川駅前広場 8. 官公署、学校、図書館、公民館、博物館、美術館、体育館、国立又は公立の病院、公衆便所、古墳、墓地、社寺、教会、火葬場の建物並びに敷地 9. 良好な景観の形成を図る必要があると認められる地域で、市長が指定する区域 (両側100m以内の区域) ・ 国道226号の一部：十二町字尻垂3516番地4地先から県道川尻浦山川線との交点まで ・ 国道269号の一部：山川成川字塩干形7440番地先から市道浦向線との交点まで ・ 県道：岩本開聞線(起点から池田字古川迫4985番2地先まで、市道入野仙田線との交点から終点まで)、大山開聞線(市道諏訪田京田線との交点から終点まで)の一部区間 (両側20m以内の区域) ・ 県道：下里湊宮ヶ浜線(西方字山寄3683番地先から終点まで)の一部区間 ・ 市道：岩本宮ヶ浜吹越線、宮ヶ浜吹越線、森松鰻線の全区間

制限地域(平成19年10月1日現在の名称等による)

広告物を表示する際、指宿市長の許可が必要な地域です。

なお、制限地域は、第1種制限地域及び第2種制限地域に区分されており、指宿市においては次のようになっています。

区 分	指宿市で該当する地域又は場所
第1種	1. 都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域のうち、国道及び県道の路端から20m以内の区域 2. 第1種禁止地域、第2種禁止地域、及び第2種制限地域を除いた市内全域
第2種	1. 都市計画法に基づく第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

制限地域内における許可基準

① 野立広告物

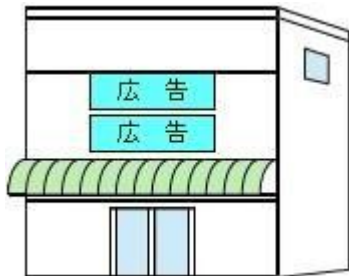
	第1種	第2種
地上から上端までの高さ	15m以下	
表示面積の合計	25㎡以内	30㎡以内



② 壁面広告物

- ・ 同一内容の広告物の表示個数：1壁面につき1個
- ・ 壁面からはみ出さないこと
- ・ 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと

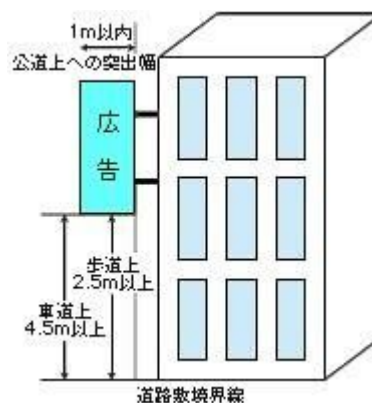
表示面積	第1種	第2種
広告物を表示する 同一壁面面積の	3分の1以内	5分の2以内



③ 突出広告物

- ・ 地上から広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上
：車道上4.5m以上
- ・ 1壁面につき2列以内 ・ 壁面からの突出幅：1.5m以下
- ・ 公道上への突出幅：1m以下
- ・ 広告物の上端が建物の屋上面から出ないこと

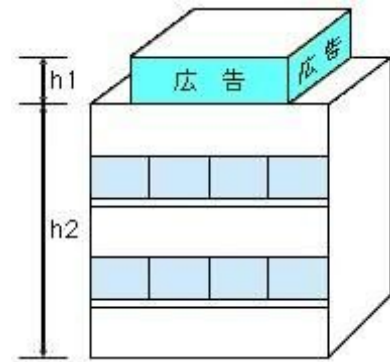
1列1面の表示面積	
第1種	第2種
20㎡以内	30㎡以内



④ 屋上広告物

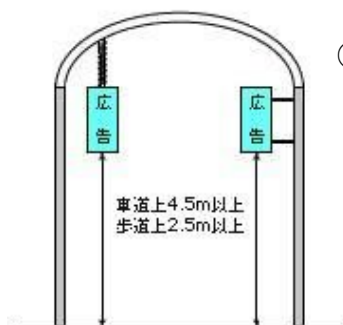
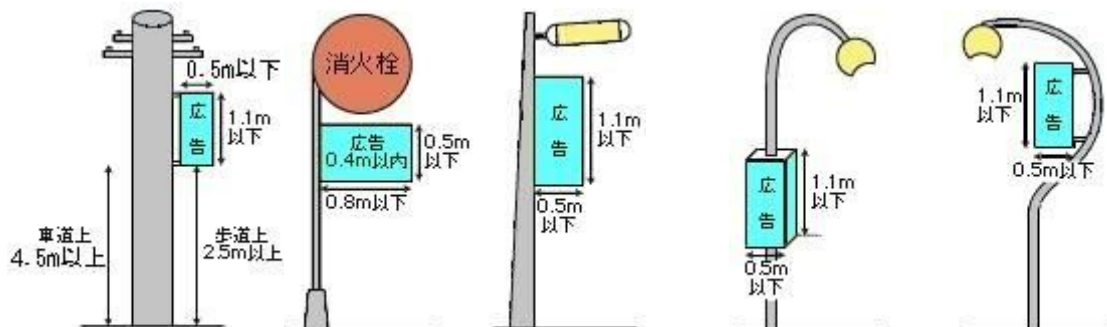
- ・ 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと

	第1種	第2種
広告物の高さ (h1)	$h2 \times 2/3$ 以下 かつ15m以下	$h2 \times 2/3$ 以下
全体(h1+h2)	46m以下	
その他	建物1棟につき1個	-



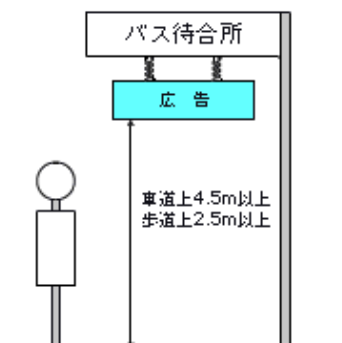
⑤ 電柱、街灯柱、消火栓標識柱のそで付き広告物

- ・ 電柱等1本につき1個
- ・ 地上から広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上
：車道上4.5m以上
- ・ 突出幅：横0.5m以下、縦1.1m以下
- ・ 1面の表示面積：0.5㎡以内
(消火栓については、横0.8m以下、縦0.5m以下、1面の表示面積0.4㎡以内)
- ・ 広告物の地色に赤色及び黄色を使用しない
- ・ 街灯柱のそで付き広告物については、同一の商店街、通り会等においては同一の規格であること



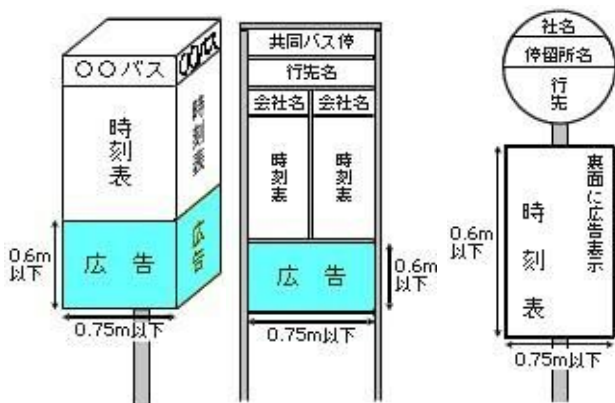
⑥ アーケードのつり下げ又はそで付き広告物

- ・ 地上から広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上・車道上4.5m以上
- ・ 1面の表示面積：0.5㎡以内
- ・ 同一アーケードでは、同一規格であること
- ・ そで付き広告物の表示個数：支柱1本につき1個



⑦ バス停留所のつり下げ広告物

- ・ 表示個数：上屋1棟につき1個
- ・ 地上から広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上
：車道上4.5m以上
- ・ 1面の表示面積：0.5㎡以内

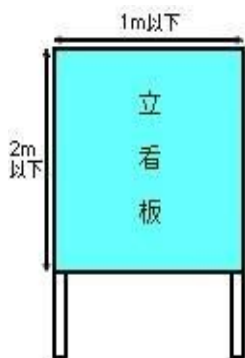
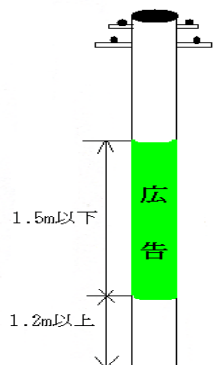


⑧ バス停留所標識広告物

- ・ 標識の1面につき、表示部分の高さ：0.6m以下
幅：0.75m以下
- ・ 広告物の地色に赤色及び黄色を使用しないこと

⑨ 電柱等巻付け広告物

- ・ 表示個数：電柱等1本につき2個以内
(2個の場合、同じ高さに巻付けたものに限る)
- ・ 広告物の縦の長さ：1.5m以下
- ・ 地上から広告物の下端までの高さ：1.2m以上
- ・ 広告物の地色に赤色及び黄色を使用しないこと



⑩ 立看板

- ・ 表示部分の縦の長さ：2m以下
幅：1m以下
- ・ 同一の者が表示する立看板相互の距離：5m以上

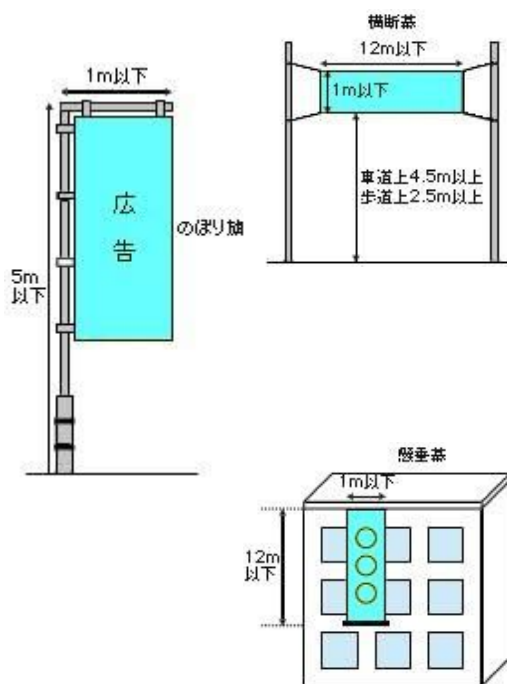
⑪ 広告網

*のぼり旗

- ・ 縦の長さ：5m以下
幅：1m以下
- ・ 同一の者が表示するのぼり旗相互の距離：5m以上

*懸垂幕、横断幕

- ・ 表示部分の長さ：12m以下
幅：1m以下
- ・ 地上から広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上
車道上4.5m以上



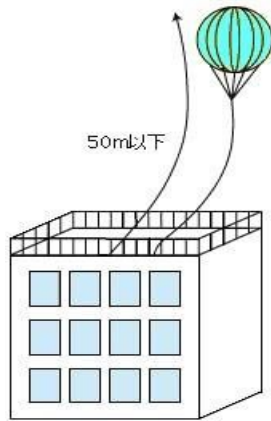
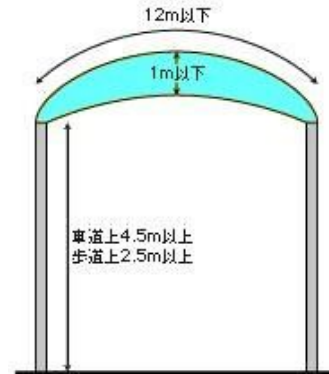


⑫ はり紙・はり札

- ・表示面積：1枚につき1㎡以内
- ・建物等に糊付けしないもの

⑬ アーチ型広告物

- ・アーチ全体の長さ：12m以下
- ・広告物の縦の幅：1m以下
- ・地上からの広告物の下端までの高さ：歩道上2.5m以上
：車道上4.5m以上



⑭ 気球広告(アドバルーン)

- ・取付位置が危険物から離れていること
- ・気球の高さ：取付位置からの垂直距離が50m以下

総量規制

広告物を表示する場合、一区画の土地又は一建物の敷地において表示する広告物(野立広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物及び広告網)の面積の合計が次の基準を超えない必要があります。

項目 \ 地域区分	禁止地域		制限地域	
	第1種	第2種	第1種	第2種
面 積	10㎡	20㎡	80㎡	120㎡

適用除外

禁止地域、禁止物件及び制限地域の規制対象から除外される広告物があります。

1. 禁止地域内及び制限地域内で許可不要のもの

① 自家用広告物(自己の氏名、名称、店名、商標、事業や営業の内容を自己の住所、事業所、営業所、作業場等に表示するもの)

地域区分 項目	禁止地域		制限地域	
	第1種	第2種	第1種	第2種
表示面積の合計	2㎡以内	5㎡以内	10㎡以内	20㎡以内
	禁止地域における許可基準を満たすもの (表示面積に関する基準を除く)		制限地域における許可基準を満たすもの (表示面積に関する基準を除く)	

② 管理用広告物(自己の管理する土地若しくは物件に管理上の必要に基づき表示するもの)

地域区分 項目	禁止地域		制限地域	
	第1種	第2種	第1種	第2種
表示面積の合計	2㎡以内		5㎡以内	
	禁止地域における許可基準を満たすもの (表示面積に関する基準を除く)		制限地域における許可基準を満たすもの (表示面積に関する基準を除く)	
地上から広告物 上端までの高さ	野立広告物については5m以下			

③ 板塀・シャッター等広告物(工事現場の板塀等の板囲い、店舗、倉庫、車庫のシャッター等に表示するもの)

- ・ 宣伝用でないこと
- ・ 直書き(塗料等を直接塗布)またはこれに類する方法で表示するもの
- ・ 工事現場の板塀等の表示は、工事施行期間内であること
- ・ シャッターに店名等を表示する場合、表示面積は0.5㎡以内でかつ、表示箇所は1面につき1箇所

④ 自動車広告物

- ・ 表示は、車輛の左右及び前後の側面
- ・ 面積は、左右の側面各4㎡以内。前後の側面各1㎡以内
(広告宣伝用自動車は、表示面積の合計が20㎡以内)
- ・ 中間色又は同系統の色で、かつ使用する色の種類が少ないこと

2. 禁止物件に許可を受けずに表示できるもの

① 石垣、擁壁類、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、銅像、神仏像、記念碑等に表示する自家用広告

地域区分 項目	禁止地域		制限地域	
	第1種	第2種	第1種	第2種
表示面積の合計	2㎡以内	3㎡以内	5㎡以内	

② 禁止物件の所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する場合(管理用広告物)

- ・ 表示は、管理する物件1件につき1箇所
- ・ 表示面積は、1㎡以内

3.禁止地域内における許可基準(禁止地域内に許可を受ければ表示できるもの)

① 自家用広告物

広告物の種類	地域区分 項 目	禁 止 地 域	
		第1種	第2種
野 立 広告物	表示面積の合計	3㎡以内	10㎡以内
	地上から広告物 上端までの高さ	5m以下	
		表示部分は回転しないこと	
壁 面 広告物	表 示 面 積	壁面面積の1/5以内	
	表 示 個 数	同一内容の広告物は1壁面につき1個	
		壁面内からはみ出さないこと 窓等の開口部分をふさがないこと	
突 出 広告物	表 示 面 積	1㎡以内	2㎡以内
	地上から広告物 下端までの高さ	2.5m以上	歩道上：2.5m以上 車道上：4.5m以上
	1壁面あたりの列数	1列	
	壁面からの突出幅	1m以下	1.5m以下
	公道上への突出幅	突き出さない	1m以下
		広告物の上端が、建物の屋上面から上に出ないこと。	
屋 上 広告物	広告物の高さ	禁 止	地上から広告物の設置箇所までの高さの2/3以下で、 かつ、5m以下
	地上から頂点の高さ		30m以下
	表 示 個 数		建物1棟につき1個
			広告物は建物の壁面の垂直線から突き出さないこと。
街灯柱の そで付き 広 告 物	地上から広告物 下端までの高さ	禁 止	歩道上：2.5m以上 車道上：4.5m以上
	突 出 幅		横0.5m以下、縦1.1m以下
	表 示 面 積		1面の表示面積0.5㎡以内
	表 示 個 数		1本につき1個
	地 色		地色に赤色、黄色を使用しないこと
			同一の商店街、通り会等においては、同一の規格
アーケード のつりさげ 又は そで付き 広告物	地上から広告物 下端までの高さ	禁 止	歩道上：2.5m以上 車道上：4.5m以上
	表 示 面 積		1面の表示面積0.5㎡以内
	表 示 個 数		1本につき1個
			同一アーケードでは、同一の規格

② 案内広告物（道標、案内板その他公共的目的をもった広告物又は公衆の利便に供することを目的とする広告物で、案内のための必要な文字、記号、地図等を表示したもの）

地域区分 項 目	禁 止 地 域	
	第1種	第2種
表示面積の合計	広告物1個につき1㎡以内 (2以上の事業所の共同表示の場合2㎡以内)	広告物1個につき2㎡以内 (2以上の事業所の共同表示の場合5㎡以内)
地上から広告物 上端までの高さ	2m以下	5m以下
表 示 個 数	1路線につき1個	
表 示 条 件	表示場所は設置目的に沿う場所で、幹線道路等に面していない事業所等が当該幹線道路等に表示する場合に限る。	

4. 公共広告物

国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物のうち、面積が10㎡を超えるか、又は高さが5mを超えるものは、事前に届出が必要です。ただし、官公署の建物及び敷地に表示するものは届出の必要はありません。

屋外広告物申請手数料

種 類	区 分	単 位	金 額
はり紙		1枚	5円
気球広告 (アドバルーン)		1個	1,200円
電柱又は 街灯柱広告	巻付け	1個	250円
	袖付き	1個	250円
広告塔、看板 又は広告板	表示面積が1㎡以下	1個	190円
	表示面積が1㎡超2㎡以下		380円
	表示面積が2㎡超3㎡以下		660円
	表示面積が3㎡超5㎡以下		1,000円
	表示面積が5㎡超10㎡以下		1,900円
	表示面積が10㎡超20㎡以下		3,600円
	表示面積が20㎡超30㎡以下		6,000円
	表示面積が30㎡超40㎡以下		8,000円
	表示面積が40㎡超50㎡以下		11,000円
	表示面積が50㎡を超えるもの		11,000円に50㎡を超える1㎡毎に 330円加算
照明広告	表示面積が1㎡以下	1個	380円
	表示面積が1㎡超2㎡以下		760円
	表示面積が2㎡超3㎡以下		1,320円
	表示面積が3㎡超5㎡以下		2,000円
	表示面積が5㎡超10㎡以下		3,800円
	表示面積が10㎡超20㎡以下		7,200円
	表示面積が20㎡超30㎡以下		12,000円
	表示面積が30㎡超40㎡以下		16,000円
	表示面積が40㎡超50㎡以下		22,000円
	表示面積が50㎡を超えるもの		22,000円に50㎡を超える1㎡毎に 660円加算
広告網		1枚1㎡	170円

広告物を設置するものの義務

1. 許可の表示 許可を受けた場合、その旨の表示が必要です。許可の際に交付される証票（ステッカー）は必ず貼付してください。
2. 管理義務 設置した広告物については、補修その他必要な管理を怠らないように良好な状態に保持しなければなりません。
3. 除却義務 広告物を表示する必要がなくなったとき、許可期間が満了したとき又は許可が取り消されたときは、当該広告物を除却するとともに除却をしたときは、指宿市長に届け出なければなりません。
4. 管理者の設置義務 許可を受けて表示した広告物で、**面積が 10 m²を超えるか又は高さが 4 m を超えるものは**管理者を設置する必要があります。

・管理者の資格 … 屋外広告士、講習会修了者、広告美術仕上げ又は帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許保有者・技能検査合格者・職業訓練修了者、建築士、電気工事士、電気主任技術者免状保有者

・管理者の行う業務等 … 日常の点検・補修、安全点検結果報告書(更新許可申請時に添付)作成、管理者変更の届出、許可広告物の滅失届出ほか

5. 点検の義務 広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化や損傷の状況について点検をしなければなりません。

一定規模以上の許可に係る広告物の点検については、有資格者である点検者による点検を行うとともに、更新許可申請を行う場合には、点検の結果（安全点検結果報告書）を報告しなければならない。

・対象広告物…更新許可申請に係る広告物で、**面積が 10 m²を超えるか又は高さが 4 m を超える広告物**（はり紙、はり札、立看板及び広告網を除く。）

・点検者の資格…屋外広告士、広告美術仕上げ又は帆布製品製造に係る職業訓練指導員免許保有者・技能検査合格者・職業訓練修了者、建築士、電気工事士、電気主任技術者免状保有者、点検技能講習修了者

罰則

条例に違反した場合、罰金刑に処せられることがあります。

1. 50 万円以下の罰金

除却命令に従わなかったとき

2. 30 万円以下の罰金

禁止地域・禁止物件、制限地域の規定に違反して広告物を表示したとき

広告物を変更、改造するときに許可を受けなかったとき

広告物を除却すべきときに除却しなかったとき

措置命令に従わなかったとき

3. 20 万円以下の罰金

立入検査等の拒否等

問い合わせ先

指宿市役所都市・海岸整備課(0993-22-2111)